

改訂後	現行
<h2 style="margin: 0;">静岡県建築設計等委託料算定基準</h2>	<h2 style="margin: 0;">静岡県建築設計等委託料算定基準</h2>
<p>1 総 則</p> <p>この基準は、県が建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）を委託に付する場合において、予定価格のもととなる当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の標準的な算定方法について定めたものである。</p>	<p>1 総 則</p> <p>この基準は、県が建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）を委託に付する場合において、予定価格のもととなる当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の標準的な算定方法について定めたものである。</p>
<p>2 設計業務等委託料算定方法</p> <p>設計業務等委託料は、<u>令和6年国土交通省告示第8号（以下「告示第8号」という。）</u>の規定の考え方に基 づき、以下により算定する。</p>	<p>2 設計業務等委託料算定方法</p> <p>設計業務等委託料は、<u>平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示第98号」という。）</u>の規定の考え方 に基づき、以下により算定する。</p>
<p>2-1 設計業務等委託料</p> <p>設計業務等委託料の構成は以下のとおりとする。</p>	<p>2-1 設計業務等委託料</p> <p>設計業務等委託料の構成は以下のとおりとする。</p>
<pre> graph LR A[設計業務等委託料] --- B[業務価格] A --- C[消費税等相当額 (E)] B --- D[直接人件費(A)] B --- E[諸経費(B)] B --- F[技術料等経費(C)] B --- G[特別経費(D)] </pre>	<pre> graph LR A[設計業務等委託料] --- B[業務価格] A --- C[消費税等相当額 (E)] B --- D[直接人件費(A)] B --- E[諸経費(B)] B --- F[技術料等経費(C)] B --- G[特別経費(D)] </pre>
$\begin{aligned} \text{（設計業務等委託料）} &= \text{（直接人件費）} + \text{（諸経費）} + \text{（技術料等経費）} + \text{（特別経費）} \\ &+ \text{（消費税等相当額）} \\ &= \text{（業務価格）} \times \{1 + \text{（消費税等率）}\} \end{aligned}$	$\begin{aligned} \text{（設計業務等委託料）} &= \text{（直接人件費）} + \text{（諸経費）} + \text{（技術料等経費）} + \text{（特別経費）} \\ &+ \text{（消費税等相当額）} \\ &= \text{（業務価格）} \times \{1 + \text{（消費税等率）}\} \end{aligned}$
<p>2-2 設計業務等委託料を構成する費用</p> <p>業務価格は、次の（1）から（4）までに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、諸 経費、技術料等経費、特別経費の合計額とする。</p> <p>（1） 直接人件費（A）</p> <p>直接人件費は、設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる 給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1時間当たりの額に当該業務に従事する延 べ時間数を乗じて得た額の総和とする。</p> <p>（2） 諸 経 費（B）</p>	<p>2-2 設計業務等委託料を構成する費用</p> <p>業務価格は、次の（1）から（4）までに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、諸 経費、技術料等経費、特別経費の合計額とする。</p> <p>（1） 直接人件費（A）</p> <p>直接人件費は、設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる 給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1時間当たりの額に当該業務に従事する延 べ時間数を乗じて得た額の総和とする。</p> <p>（2） 諸 経 費（B）</p>

諸経費は、直接人件費以外の経費で、直接経費と間接経費で構成される。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計等の業務に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

(3) 技術料等経費 (C)

技術料等経費は、設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

(4) 特別経費 (D)

特別経費は、透視図又は模型等の製作費用、CGデータ入力費、特別出張旅費、特許使用料その他特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計額とする。なお、特許使用料及び特別出張旅費は、通常の場合計上しない。

(5) 消費税等相当額 (E)

消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律226号）に基づき、設計業務等に課せられる消費税等の額とする。

2-3 設計業務等委託料を構成する費用の算定

(1) 直接人件費の算定

直接人件費は、次式により算定する。

$$(\text{直接人件費}) = \Sigma \{ (\text{業務人} \cdot \text{時間数}) \times (\text{直接人件費単価}) \times 1/8 \}$$

(2) 諸経費の算定

諸経費は、次式により算定する。諸経費率は1.1とする。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$$

(3) 技術料等経費の算定

技術料等経費は、次式により算定する。技術料等経費率は0.15を標準とする。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

$$(\text{技術料等経費}) = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) \} \times (\text{技術料等経費率})$$

(4) 特別経費の算定

特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。

(5) 端数処理

上記(1)～(4)により算定した各経費については、それぞれ千円単位(千円未満切捨)とする。

諸経費は、直接人件費以外の経費で、直接経費と間接経費で構成される。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計等の業務に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

(3) 技術料等経費 (C)

技術料等経費は、設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

(4) 特別経費 (D)

特別経費は、透視図又は模型等の製作費用、CGデータ入力費、~~縮小第2原図代~~、特別出張旅費、特許使用料その他特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計額とする。なお、特許使用料及び特別出張旅費は、通常の場合計上しない。

(5) 消費税等相当額 (E)

消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律226号）に基づき、設計業務等に課せられる消費税等の額とする。

2-3 設計業務等委託料を構成する費用の算定

(1) 直接人件費の算定

直接人件費は、次式により算定する。

$$(\text{直接人件費}) = \Sigma \{ (\text{業務人} \cdot \text{時間数}) \times (\text{直接人件費単価}) \times 1/8 \}$$

(2) 諸経費の算定

諸経費は、次式により算定する。諸経費率は1.1とする。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$$

(3) 技術料等経費の算定

技術料等経費は、次式により算定する。技術料等経費率は0.15を標準とする。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

$$(\text{技術料等経費}) = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) \} \times (\text{技術料等経費率})$$

(4) 特別経費の算定

特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。

(5) 端数処理

上記(1)～(4)により算定した各経費については、それぞれ千円単位(千円未満切捨)とする。

3 設計業務等委託料の積算に関する共通事項

3-1 業務人・時間数

- (1) 業務人・時間数は、委託業務に係る仕様書に記載する業務の履行に当たって必要となる技術者の労務の数量をいう。
- (2) 当該業務の実施に必要な業務人・時間数の算定は、標準業務及び追加業務に係る業務人・時間数の合計とする。

ア 標準業務の内容

標準業務の内容は、[告示第8号](#)別添一に掲げるものとし、範囲は仕様書による。

- (ア) 新築設計業務における標準業務には、当該延面積の建築物を設計するにあたり通常必要とされる付属設計業務を含むものとする。付属設計業務を以下に例示する。ただし、当該延面積から通常、行われる付属設計業務の範囲を超えるものを委託する場合は、追加業務として扱うものとする。

- ・ 建築舗装工事に関する設計
- ・ 建築排水工事に関する設計
- ・ 建築植栽工事に関する設計
- ・ 昇降機設備に関する設計
- ・ 受変電設備に関する設計
- ・ 避雷設備に関する設計
- ・ 屋外給排水設備に関する設計
- ・ 浄化槽に関する設計

- (イ) 標準業務の内容には、以下の資料作成等に係る業務を含むものとする。

- ・ 委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- ・ 建築基準法施行令第9条による建築基準関係規定による各種申請に用いる資料の作成
- ・ 工事費概算調書の作成

イ 追加業務の内容

追加業務とは、委託業務に係る仕様書に記載する業務の履行に当たって、標準業務に付随して実施する業務をいい、追加業務となる業務内容を以下に例示する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

- (ア) 新築設計業務（与えられた条件のもとで所要の性能を有する建築物を新たに設計する業務をいう。以下同じ。）及び改修設計委託における追加業務を以下に例示する。

- ・ 積算業務（積算ソフトへ設計項目の入力、積算数量算定書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成）
- ・ 建築基準法に基づく計画通知手続業務（必要な資料の作成を除く。）
- ・ 概略工事工程表の作成
- ・ リサイクル計画書の作成
- ・ 耐震計画評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ・ 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）

3 設計業務等委託料の積算に関する共通事項

3-1 業務人・時間数

- (1) 業務人・時間数は、委託業務に係る仕様書に記載する業務の履行に当たって必要となる技術者の労務の数量をいう。
- (2) 当該業務の実施に必要な業務人・時間数の算定は、標準業務及び追加業務に係る業務人・時間数の合計とする。

ア 標準業務の内容

標準業務の内容は、[告示第98号](#)別添一に掲げるものとし、範囲は仕様書による。

- (ア) 新築設計業務における標準業務には、当該延面積の建築物を設計するにあたり通常必要とされる付属設計業務を含むものとする。付属設計業務を以下に例示する。ただし、当該延面積から通常、行われる付属設計業務の範囲を超えるものを委託する場合は、追加業務として扱うものとする。

- ・ 建築舗装工事に関する設計
- ・ 建築排水工事に関する設計
- ・ 建築植栽工事に関する設計
- ・ 昇降機設備に関する設計
- ・ 受変電設備に関する設計
- ・ 避雷設備に関する設計
- ・ 屋外給排水設備に関する設計
- ・ 浄化槽に関する設計

- (イ) 標準業務の内容には、以下の資料作成等に係る業務を含むものとする。

- ・ 委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- ・ 建築基準法施行令第9条による建築基準関係規定による各種申請に用いる資料の作成
- ・ 工事費概算調書の作成

イ 追加業務の内容

追加業務とは、委託業務に係る仕様書に記載する業務の履行に当たって、標準業務に付随して実施する業務をいい、追加業務となる業務内容を以下に例示する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

- (ア) 新築設計業務（与えられた条件のもとで所要の性能を有する建築物を新たに設計する業務をいう。以下同じ。）及び改修設計委託における追加業務を以下に例示する。

- ・ 積算業務（積算ソフトへ設計項目の入力、積算数量算定書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成）
- ・ 建築基準法に基づく計画通知手続業務（必要な資料の作成を除く。）
- ・ 概略工事工程表の作成
- ・ リサイクル計画書の作成
- ・ 耐震計画評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ・ 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）

- ・ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE静岡）による評価に係る業務
 - ・ 標準入力法による省エネルギー適合性判定及び申請手続き業務（非住宅）
 - ・ 建築物省エネルギー消費性能適合性判定に関する申請手続き業務（住宅）
 - ・ 標準業務に含まれない上記以外の追加業務を業務委託受諾者に依頼する場合のその業務
- (イ) 工事監理業務における追加業務となる業務内容は以下のとおり。
- ・ 完成図の確認
 - ・ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE静岡）による評価に係る業務
 - ・ 標準業務に含まれない上記以外の追加業務を業務委託受諾者に依頼する場合のその業務

3-2 対象外業務率

対象外業務率とは、設計契約図書等の定めにより、標準業務のうち委託業務に含まれない業務がある場合の、当該含まれない業務が標準業務に係る総業務量に占める割合をいう。また、その算定にあつては、業務内容の項目ごと、当該委託業務に含まれない業務の割合（以下「当該対象外業務率」という。）に当該業務細分率をそれぞれ乗じて得たものの合計とする。

3-3 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、本基準に示す方法により算定する業務人・時間数は、一級建築士として2年又は二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が設計等の業務を行うために必要な業務人・時間数を想定しており、年度当初に県において定める「設計業務委託等（建築関係）単価」の内、別表1における「技師（C）」の単価を用いることができるものとする。

3-4 延面積

本基準における延面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積の合計であるが設計業務等委託料算定にあつては予算要求時に計画された面積（以下「計画面積」という。）とすることができるものとする。ただし、大規模なピロティを含む場合等で上記の面積で行うことが不適当な場合は、実態に応じて補正するものとする。

3-5 複数業務の一括発注及び繰返し設計

- (1) 同一敷地内において複数の建築物に係る新築設計業務を一括発注する場合は、それぞれの建築物の類型用途及び延面積により算定した業務人・時間数の合計により、設計業務等委託料を算定する。また、実態に応じて業務人・時間数を軽減できるものとする。
- (2) 同一敷地内において複数の建築物に係る改修設計業務を一括発注する場合は、それぞれの建築物の改修工事費により算定した業務人・時間数の合計により、設計業務等委託料を算定する。また、実態に応じて業務人・時間数を軽減できるものとする。
- (3) 同一敷地内において新築設計業務並びに改修設計業務（解体設計業務を含む。）を一括発注する場合は、それぞれにおいて算定した業務人・時間数の合計により、設計業務等委託料を算定する。また、実態に応じて業務人・時間数を軽減できるものとする。

- ・ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE静岡）による評価に係る業務
 - ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
 - ・ (追加)
 - ・ 標準業務に含まれない上記以外の追加業務を業務委託受諾者に依頼する場合のその業務
- (イ) 工事監理業務における追加業務となる業務内容は以下のとおり。
- ・ 完成図の確認
 - ・ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE静岡）による評価に係る業務
 - ・ 標準業務に含まれない上記以外の追加業務を業務委託受諾者に依頼する場合のその業務

3-2 対象外業務率

対象外業務率とは、設計契約図書等の定めにより、標準業務のうち委託業務に含まれない業務がある場合の、当該含まれない業務が標準業務に係る総業務量に占める割合をいう。また、その算定にあつては、業務内容の項目ごと、当該委託業務に含まれない業務の割合（以下「当該対象外業務率」という。）に当該業務細分率をそれぞれ乗じて得たものの合計とする。

3-3 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、本基準に示す方法により算定する業務人・時間数は、一級建築士取得後3年未満又は二級建築士取得後5年以上8年未満の業務経験のある者若しくは大学卒業後5年以上相当の能力のある者が設計等の業務を行うために必要な業務人・時間数を想定しており、年度当初に県において定める「設計業務委託等（建築関係）単価」の内、別表1における「技師（C）」の単価を用いることができるものとする。

3-4 延面積

本基準における延面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積の合計であるが設計業務等委託料算定にあつては予算要求時に計画された面積（以下「計画面積」という。）とすることができるものとする。ただし、大規模なピロティを含む場合等で上記の面積で行うことが不適当な場合は、実態に応じて補正するものとする。

3-5 複数業務の一括発注及び繰返し設計

- (1) 同一敷地内において複数の建築物に係る新築設計業務を一括発注する場合は、それぞれの建築物の類型用途及び延面積により算定した業務人・時間数の合計により、設計業務等委託料を算定する。また、実態に応じて業務人・時間数を軽減できるものとする。
- (2) 同一敷地内において複数の建築物に係る改修設計業務を一括発注する場合は、それぞれの建築物の改修工事費により算定した業務人・時間数の合計により、設計業務等委託料を算定する。また、実態に応じて業務人・時間数を軽減できるものとする。
- (3) 同一敷地内において新築設計業務並びに改修設計業務（解体設計業務を含む。）を一括発注する場合は、それぞれにおいて算定した業務人・時間数の合計により、設計業務等委託料を算定する。また、実態に応じて業務人・時間数を軽減できるものとする。

- (4) 複数敷地における設計業務等を一括発注する場合の設計業務委託料は、それぞれにおいて算定した業務人・時間数の合計により、設計業務等委託料を算定する。
- (5) 同型建物の繰返し新築設計業務については、実態に応じて業務人・時間数を軽減できるものとする。
- (6) 共同住宅等において基準階の平面が繰返し使用される場合は、その実態に応じ業務人・時間数を軽減できるものとする。

3-6 設計変更

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により、業務委託の条件や内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を適切に算定する。
- (2) 設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延面積又は成果品の図面枚数と、当初の設計業務等委託料の積算の基とした延面積又は図面枚数との差による業務人・時間数の変更は行わない。ただし、設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延床面積と当初の設計業務等委託料の積算の基とした延床面積との差が著しく大きい場合は、その差による業務人・時間数の変更を行うことができるものとする。
- (3) 業務の変更契約を行う場合には、変更対象となる業務に係る業務価格に、「(当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額) / (当初予定価格のもととなる業務価格)」の比率を乗じ、千円単位(千円未満切捨て)とした額に消費税等相当額を加えた額を変更分の設計業務等委託料とする。

- (4) 複数敷地における設計業務等を一括発注する場合の設計業務委託料は、それぞれにおいて算定した業務人・時間数の合計により、設計業務等委託料を算定する。
- (5) 同型建物の繰返し新築設計業務については、実態に応じて業務人・時間数を軽減できるものとする。
- (6) 共同住宅等において基準階の平面が繰返し使用される場合は、その実態に応じ業務人・時間数を軽減できるものとする。

3-6 設計変更

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により、業務委託の条件や内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を適切に算定する。
- (2) 設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延面積又は成果品の図面枚数と、当初の設計業務等委託料の積算の基とした延面積又は図面枚数との差による業務人・時間数の変更は行わない。ただし、設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延床面積と当初の設計業務等委託料の積算の基とした延床面積との差が著しく大きい場合は、その差による業務人・時間数の変更を行うことができるものとする。
- (3) 業務の変更契約を行う場合には、変更対象となる業務に係る業務価格に、「(当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額) / (当初予定価格のもととなる業務価格)」の比率を乗じ、千円単位(千円未満切捨て)とした額に消費税等相当額を加えた額を変更分の設計業務等委託料とする。

4 延面積に基づく業務人・時間数の算定方法

4-1 適用

この算定方法は、土木設計業務等共通仕様書を適用し、新築設計業務に係る基本設計及び実施設計を一括して委託する場合に適用する。

4-2 業務人・時間数の算定

(1) 業務人・時間数

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{標準業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$$

(2) 標準業務に係る業務人・時間数の算定

標準業務に係る業務人・時間数は、委託業務に従事する技術者が、標準業務に含まれる業務の全てを行う場合に必要となる業務人・時間数とし、別表2第1号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて(イ)又は(ロ)に掲げる算定式により別表3-1に掲げる係数を用いて算定する。

別表2第十三号から第十五号に掲げる建築物については、上記に準ずる方法により算定することができるものとする。

(イ) 第一号から三号、第四号第1類、第四号第2類(床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合)、第五号、第六号(床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合)又は第七号から第十二号

$$A = a \times S^b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計(㎡)

(ロ) 第四号第2類(床面積の合計が20,000㎡以上又は30,000㎡以下の場合)又は第六号(床面積の合計が20,000㎡以上又は30,000㎡以下の場合)

$$A = a \times S + b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計(㎡)

(3) 標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間の算定

標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数は、次式により算定する。

$$(\text{標準業務に係る業務人・時間数}) = (\text{標準業務に係る総業務人・時間数}) \times (1 - (\text{対象外業務率}))$$

4 延面積に基づく業務人・時間数の算定方法

4-1 適用

この算定方法は、土木設計業務等共通仕様書を適用し、新築設計業務に係る基本設計及び実施設計を一括して委託する場合に適用する。

4-2 業務人・時間数の算定

(1) 業務人・時間数

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{標準業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$$

(2) 標準業務に係る業務人・時間数の算定

標準業務に係る業務人・時間数は、委託業務に従事する技術者が、標準業務に含まれる業務の全てを行う場合に必要となる業務人・時間数とし、別表2に掲げる建築物の類型ごとに、延面積に応じて次式により別表3-1に掲げる係数を用いて算定する。

$$A = a \times S^b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計(㎡)

(3) 標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間の算定

標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数は、次式により算定する。

$$(\text{標準業務に係る業務人・時間数}) = (\text{標準業務に係る総業務人・時間数}) \times (1 - (\text{対象外業務率}))$$

ア 対象外業務率の算定

対象外業務率は、原則として、以下イ～オに掲げる対象外業務率1から4の合計とする。

イ 担当する職員が建築技術職員等である場合

担当する職員が建築技術職員又は設備設計業務委託の場合は設備技術職員（以下「建築技術職員等」という。）で、標準業務に含まれる業務項目の全部又は一部を建築技術職員等が行うことにより受注者の業務量が軽減される場合においては、0を超え1.0以下の範囲で設定した当該対象外業務率に当該業務細分率を乗じて得たものの合計を対象外業務率1として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

ウ 資料提供等により業務量が軽減される場合

発注者が既存図面、設計上参考となる各種の資料（類似の設計図・詳細図・計算例、標準図、その他）、電子データ等を受注者に提供すること（以下「資料提供等」という。）により、図面の作成に係る受注者の業務量が軽減される場合は、別表5に掲げる業務項目の業務細分率に0を超え1.0以下の範囲で設定した当該対象外業務率を乗じて得たものの合計を対象外業務率2として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

$$(\text{対象外業務率}) = \Sigma \{ (\text{別表5の業務項目に係る業務細分率}) \times (\text{当該対象外業務率}) \}$$

エ 積算業務を追加業務として委託する場合

積算業務を追加業務として委託する場合は、別表7-1に掲げる実施設計に係る業務のうち「(5)概算工事費の検討」に係る業務細分率を対象外業務率3として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

オ 設計意図伝達業務を委託しない場合

設計意図伝達業務を委託しない場合は、当該業務細分率を対象外業務率4として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

カ 業務細分率は別表7-1により設定することができる。

(4) 難易度係数による補正

建築物又はその敷地等が次の項目のいずれかに該当する場合は、総合設計、構造設計又は設備設計に係る業務量について、別表2に掲げる建築物の類型ごとに、それぞれに掲げる倍数により当該設計業務に係る業務量を補正するものとする。ただし、各表において、複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘じることとする。

なお、その適用にあたっては補正の対象建築物である旨を設計契約図書等に明示するものとする。

ア 総合設計に係る難易度により業務量を補正する場合 (第1号から第12号)

難易度による補正の対象建築物	難易度係数
<u>特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物</u>	—
<u>木造の建築物</u>	<u>1.08</u>

イ 総合設計に係る難易度により業務量を補正する場合 (第13号から第15号)

難易度による補正の対象建築物	難易度係数
<u>特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物</u>	<u>1.29</u>

ア 対象外業務率の算定

対象外業務率は、原則として、以下イ～オに掲げる対象外業務率1から4の合計とする。

イ 担当する職員が建築技術職員等である場合

担当する職員が建築技術職員又は設備設計業務委託の場合は設備技術職員（以下「建築技術職員等」という。）で、標準業務に含まれる業務項目の全部又は一部を建築技術職員等が行うことにより受注者の業務量が軽減される場合においては、0を超え1.0以下の範囲で設定した当該対象外業務率に当該業務細分率を乗じて得たものの合計を対象外業務率1として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

ウ 資料提供等により業務量が軽減される場合

発注者が既存図面、設計上参考となる各種の資料（類似の設計図・詳細図・計算例、標準図、その他）、電子データ等を受注者に提供すること（以下「資料提供等」という。）により、図面の作成に係る受注者の業務量が軽減される場合は、別表5に掲げる業務項目の業務細分率に0を超え1.0以下の範囲で設定した当該対象外業務率を乗じて得たものの合計を対象外業務率2として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

$$(\text{対象外業務率}) = \Sigma \{ (\text{別表5の業務項目に係る業務細分率}) \times (\text{当該対象外業務率}) \}$$

エ 積算業務を追加業務として委託する場合

積算業務を追加業務として委託する場合は、別表7-1に掲げる実施設計に係る業務のうち「(5)概算工事費の検討」に係る業務細分率を対象外業務率3として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

オ 設計意図伝達業務を委託しない場合

設計意図伝達業務を委託しない場合は、当該業務細分率を対象外業務率4として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

カ 業務細分率は別表7-1により設定することができる。

(4) 難易度係数による補正

建築物又はその敷地等が次の項目のいずれかに該当する場合は、総合設計、構造設計又は設備設計に係る業務量について、(追加)、それぞれに掲げる倍数により当該設計業務に係る業務量を補正するものとする。ただし、各表において、複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。なお、その適用にあたっては補正の対象建築物である旨を設計契約図書等に明示するものとする。

ア 総合設計に係る難易度により業務量を補正する場合

難易度による補正の対象建築物	難易度係数
特殊な敷地上の建築物	<u>1.05</u>
木造の建築物 <u>(小規模なものを除く。)</u>	<u>1.35</u>

(追加)

ウ 構造設計に係る難易度により業務量を補正する場合 (第1号から第12号)

難易度による補正の対象建築物	難易度係数
<u>特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物</u>	<u>1.13</u>
<u>特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）又は免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）</u>	<u>1.22</u>
<u>木造の建築物</u>	<u>1.02</u>

エ 構造設計に係る難易度により業務量を補正する場合 (第13号から第15号)

難易度による補正の対象建築物	難易度係数
<u>特殊な形状の建築物、特殊な敷地上の建築物、特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）又は免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）</u>	<u>2.17</u>

オ 設備設計に係る難易度により業務量を補正する場合 (第1号から第12号)

難易度による補正の対象建築物	難易度係数
<u>特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物</u>	<u>1.09</u>
<u>特別な性能を有する設備が設けられる建築物</u>	<u>1.21</u>

カ 設備設計に係る難易度により業務量を補正する場合 (第13号から第15号)

難易度による補正の対象建築物	難易度係数
<u>特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物又は特別な性能を有する設備が設けられる建築物</u>	<u>1.18</u>

(5) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、別表2に掲げる建築物の類型のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、以下に掲げる係数（以下、「複合化係数」）を乗じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

複合化係数	総合	構造	設備
設計	<u>1.06</u>	<u>0.91</u>	<u>1.07</u>

イ 構造設計に係る難易度により業務量を補正する場合

難易度による補正の対象建築物	難易度係数
<u>特殊な形状の建築物</u>	<u>1.15</u>
<u>特殊な敷地上の建築物</u>	<u>1.15</u>
<u>特殊な解析、性能検証等を要する建築物</u>	<u>1.15</u>
<u>特殊な構造の建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）</u>	<u>1.50</u>
<u>免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）</u>	<u>1.30</u>
<u>木造の建築物（小規模なものを除く。）</u>	<u>1.65</u>

(追加)

ウ 設備設計に係る難易度により業務量を補正する場合

難易度による補正の対象建築物	難易度係数
<u>特殊な敷地上の建築物</u>	<u>1.55</u>
<u>特別な性能を有する設備が設けられる建築物</u>	<u>1.25</u>

(追加)

(5) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、別表2に掲げる建築物の類型のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、上記（1）から（4）に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。

(追加)

4-3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定し、別表6により算定することができるものとする。なお、設計業務に関して積算業務を委託する場合の、当該業務に係る業務人・時間数は、次式により算定することができるものとする。

(積算業務の内訳)

- ・ 設計書の作成
- ・ 積算数量算出書の作成
- ・ 単価作成資料の作成
- ・ 見積徴収
- ・ 見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務の業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.25$$

ただし、上記式において「実施設計に係る業務人・時間数」の算定にあたっては、4-2(4)に該当する補正相当分を算入しないものとする。また、実施設計に係る業務細分率は、4-2の規定によらず、「概算工事費の検討」に係る業務細分率を控除するものとする。

4-3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定し、別表6により算定することができるものとする。なお、設計業務に関して積算業務を委託する場合の、当該業務に係る業務人・時間数は、次式により算定することができるものとする。

(積算業務の内訳)

- ・ 設計書の作成
- ・ 積算数量算出書の作成
- ・ 単価作成資料の作成
- ・ 見積徴収
- ・ 見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務の業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.20$$

ただし、上記式において「実施設計に係る業務人・時間数」の算定にあたっては、4-2(4)に該当する補正相当分を算入しないものとする。また、実施設計に係る業務細分率は、4-2の規定によらず、「概算工事費の検討」に係る業務細分率を控除するものとする。

5 標準図面枚数に基づく業務人・時間数の算定方法

5-1 適用

この算定方法は、土木設計業務等共通仕様書を適用し、改修設計業務（解体工事設計業務を除く。以下同じ。）を委託する場合に適用する。

5-2 業務人・時間数の算定

(1) 業務人・時間数

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{標準業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$$

(2) 標準業務に係る業務人・時間数の算定

標準業務に係る業務人・時間数は、想定する図面毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定するものとする。ただし、ここで標準業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「計画通知に係る関係機関との打合せ」及び「計画通知図書の作成」を除いたものとする。

$$(\text{標準業務に係る業務人・時間数}) = \Sigma (\text{図面 1 枚毎の所要工数})$$

(3) 標準業務の一部を委託しない場合の図面 1 枚毎の業務人・時間数の算定

標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数は、次式により算定する。

$$(\text{標準業務に係る業務人・時間数}) = \Sigma \{ (\text{図面 1 枚毎の所要工数}) \\ \times (1 - (\text{図面 1 枚毎の対象外業務率})) \}$$

(注) 標準図等が整備されている等の理由から、新たに作図の必要がない図面についても、当該図面を上記式に含めて業務人・時間数を算定する。

ア 対象外業務率の算定

対象外業務率は、原則として、以下イ～エに掲げる対象外業務率 1 から 3 の合計とする。

イ 担当する職員が建築技術職員等である場合

担当する職員が建築技術職員等で、標準業務に含まれる業務項目の全部又は一部を建築技術職員等が行うことにより受注者の業務量が軽減される場合においては、0 を超え 1.0 以下の範囲で設定した当該対象外業務率に当該業務細分率を乗じて得たものの合計を対象外業務率 1 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

ウ 資料提供等により業務量が軽減される場合

資料提供等により、図面の作成に係る受注者の業務量が軽減される場合は、0 を超え 1.0 以下の範囲で設定した値を対象外業務率 2 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

5 標準図面枚数に基づく業務人・時間数の算定方法

5-1 適用

この算定方法は、土木設計業務等共通仕様書を適用し、改修設計業務（解体工事設計業務を除く。以下同じ。）を委託する場合に適用する。

5-2 業務人・時間数の算定

(1) 業務人・時間数

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{標準業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$$

(2) 標準業務に係る業務人・時間数の算定

標準業務に係る業務人・時間数は、想定する図面毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定するものとする。ただし、ここで標準業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「計画通知に係る関係機関との打合せ」及び「計画通知図書の作成」を除いたものとする。

$$(\text{標準業務に係る業務人・時間数}) = \Sigma (\text{図面 1 枚毎の所要工数})$$

(3) 標準業務の一部を委託しない場合の図面 1 枚毎の業務人・時間数の算定

標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数は、次式により算定する。

$$(\text{標準業務に係る業務人・時間数}) = \Sigma \{ (\text{図面 1 枚毎の所要工数}) \\ \times (1 - (\text{図面 1 枚毎の対象外業務率})) \}$$

(注) 標準図等が整備されている等の理由から、新たに作図の必要がない図面についても、当該図面を上記式に含めて業務人・時間数を算定する。

ア 対象外業務率の算定

対象外業務率は、原則として、以下イ～エに掲げる対象外業務率 1 から 3 の合計とする。

イ 担当する職員が建築技術職員等である場合

担当する職員が建築技術職員等で、標準業務に含まれる業務項目の全部又は一部を建築技術職員等が行うことにより受注者の業務量が軽減される場合においては、0 を超え 1.0 以下の範囲で設定した当該対象外業務率に当該業務細分率を乗じて得たものの合計を対象外業務率 1 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

ウ 資料提供等により業務量が軽減される場合

資料提供等により、図面の作成に係る受注者の業務量が軽減される場合は、0 を超え 1.0 以下の範囲で設定した値を対象外業務率 2 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

エ 積算業務を追加業務として委託する場合

積算業務を追加業務として委託する場合は、別表 7-1 に掲げる実施設計に係る業務のうち「(5) 概算工事費の検討」に係る業務細分率を対象外業務 3 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

オ 計画通知提出手続き業務を追加業務として委託しない場合

計画通知提出手続き業務を追加業務として委託しない場合は、別表 7-1 に掲げる実施設計に係る業務のうち「(2) (ii) 計画通知に係る関係機関との打ち合わせ」「(4) (ii) 計画通知図書の作成」に係る業務細分率を対象外業務率 4 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

カ 業務細分率は別表 7-1 により設定することができる。

(4) 標準図面枚数の算定

委託業務に従事する技術者が作成する標準的な図面枚数（以下「標準図面枚数」という。）は、事前に図面目録を作成し、その図面枚数とすること。

また、設計業務の内容等により、図面目録を作成することが実態に即さない場合には、それに準ずる方法により算定することができるものとする。

なお、図面目録又はそれに準ずる方法により算定した図面枚数は、設計契約図書等に明示するものとする。

(5) 複雑度の判定及び枚数

図面 1 枚毎の所要工数を算定するにあたり、図面作成に係る複雑度を別表 3-2 により設定するものとする。

なお、図面目録を作成した場合には、作成した図面目録に基づき図面 1 枚毎に複雑度を判定する。

(6) 図面 1 枚毎の所要工数の算定

図面 1 枚毎の所要工数は、図面 1 枚（大きさは 841mm×594mm（A 1 版型）を標準とする。）当たりの作成に係る業務人・時間数をいい、建築改修工事分、設備改修工事分のそれぞれについて、以下の算定式により算定する。

ア 建築改修工事分の設計に係る図面 1 枚毎の所要工数

$$\text{所要工数} = 13.567 \times (\text{複雑度})$$

イ 設備改修工事分の設計に係る図面 1 枚毎の所要工数

$$\text{所要工数} = 10.233 \times (\text{複雑度})$$

エ 積算業務を追加業務として委託する場合

積算業務を追加業務として委託する場合は、別表 7-1 に掲げる実施設計に係る業務のうち「(5) 概算工事費の検討」に係る業務細分率を対象外業務 3 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

オ 計画通知提出手続き業務を追加業務として委託しない場合

計画通知提出手続き業務を追加業務として委託しない場合は、別表 7-1 に掲げる実施設計に係る業務のうち「(2) (ii) 計画通知に係る関係機関との打ち合わせ」「(4) (ii) 計画通知図書の作成」に係る業務細分率を対象外業務率 4 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

カ 業務細分率は別表 7-1 により設定することができる。

(4) 標準図面枚数の算定

委託業務に従事する技術者が作成する標準的な図面枚数（以下「標準図面枚数」という。）は、事前に図面目録を作成し、その図面枚数とすること ~~ができる。~~ (削除)

また、設計業務の内容等により、図面目録を作成することが実態に即さない場合には、それに準ずる方法により算定することができるものとする。

なお、図面目録又はそれに準ずる方法により算定した図面枚数は、設計契約図書等に明示するものとする。

(5) 複雑度の判定及び枚数

図面 1 枚毎の所要工数を算定するにあたり、図面作成に係る複雑度を別表 3-2 により設定するものとする。

なお、図面目録を作成した場合には、作成した図面目録に基づき図面 1 枚毎に複雑度を判定する。

(6) 図面 1 枚毎の所要工数の算定

図面 1 枚毎の所要工数は、図面 1 枚（大きさは 841mm×594mm（A 1 版型）を標準とする。）当たりの作成に係る業務人・時間数をいい、建築改修工事分、設備改修工事分のそれぞれについて、以下の算定式により算定する。

ア 建築改修工事分の設計に係る図面 1 枚毎の所要工数

$$\text{所要工数} = 12.540 \times (\text{複雑度})$$

イ 設備改修工事分の設計に係る図面 1 枚毎の所要工数

$$\text{所要工数} = 9.357 \times (\text{複雑度})$$

5-3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定し、別表6により算定することができるものとする。なお、設計業務に関して積算業務を委託する場合の、当該業務に係る業務人・時間数の算定は、次式により算定することができるものとする。

(積算業務の内訳)

- ・ 設計書の作成
- ・ 積算数量算出書の作成
- ・ 単価作成資料の作成
- ・ 見積徴収
- ・ 見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = \frac{(\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.21}{1}$$

ただし、上記式において「実施設計に係る業務人・時間数」の算定にあたっては、5-2(3)に該当する対象外業務率は算定しないものとする。

6 解体設計に係る業務人・時間数の算定方法

6-1 適用

この算定方法は、土木設計業務等共通仕様書を適用し、解体設計業務を委託する場合に適用する。

6-2 業務人・時間数の算定

(1) 業務人・時間数

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{標準業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$$

(2) 標準業務に係る業務人・時間数の算定

標準業務に係る業務人・時間数は、想定する図面毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定するものとする。ただし、ここで標準業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「計画通知に係る関係機関との打合せ」、「計画通知図書の作成」及び「概算工事費の検討」を除いたものとする。

$$(\text{標準業務に係る業務人・時間数}) = \Sigma (\text{図面1枚毎の所要工数})$$

(3) 標準業務の一部を委託しない場合の図面1枚毎の業務人・時間数の算定

5-3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定し、別表6により算定することができるものとする。なお、設計業務に関して積算業務を委託する場合の、当該業務に係る業務人・時間数の算定は、次式により算定することができるものとする。

(積算業務の内訳)

- ・ 設計書の作成
- ・ 積算数量算出書の作成
- ・ 単価作成資料の作成
- ・ 見積徴収
- ・ 見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = \frac{0.8872 \times (\text{実施設計に係る業務人・時間数})^{0.796}}{1}$$

ただし、上記式において「実施設計に係る業務人・時間数」の算定にあたっては、5-2(3)に該当する対象外業務率は算定しないものとする。

6 解体設計に係る業務人・時間数の算定方法

6-1 適用

この算定方法は、土木設計業務等共通仕様書を適用し、解体設計業務を委託する場合に適用する。

6-2 業務人・時間数の算定

(1) 業務人・時間数

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{標準業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$$

(2) 標準業務に係る業務人・時間数の算定

標準業務に係る業務人・時間数は、想定する図面毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定するものとする。ただし、ここで標準業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「計画通知に係る関係機関との打合せ」、「計画通知図書の作成」及び「概算工事費の検討」を除いたものとする。

$$(\text{標準業務に係る業務人・時間数}) = \Sigma (\text{図面1枚毎の所要工数})$$

(3) 標準業務の一部を委託しない場合の図面1枚毎の業務人・時間数の算定

標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{標準業務に係る業務人・時間数}) &= \Sigma \{ (\text{図面 1 枚毎の所要工数}) \\ &\quad \times (1 - (\text{図面 1 枚毎の対象外業務率})) \} \end{aligned}$$

(注) 標準図等が整備されている等の理由から、新たに作図の必要がない図面についても、当該図面を上記式に含めて業務人・時間数を算定する。

ア 対象外業務率の算定

対象外業務率は、原則として、以下イ～ウに掲げる対象外業務率 1 から 2 の合計とする。

イ 担当する職員が建築技術職員等である場合

担当する職員が建築技術職員等で、標準業務に含まれる業務項目の全部又は一部を建築技術職員等が行うことにより受注者の業務量が軽減される場合においては、0 を超え 1. 0 以下の範囲で設定した当該対象外業務率に当該業務細分率を乗じて得たものの合計を対象外業務率 1 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

ウ 資料提供等により業務量が軽減される場合

資料提供等により、図面の作成に係る受注者の業務量が軽減される場合は、0 を超え 1. 0 以下の範囲で設定した値を対象外業務率 2 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

エ 積算業務を追加業務として委託する場合

積算業務を追加業務として委託する場合は、別表 7-1 に掲げる実施設計に係る業務のうち「(5) 概算工事費の検討」に係る業務細分率を対象外業務率 3 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

オ 業務細分率は別表 7-1 により設定することができる。

(4) 標準図面枚数の算定

標準図面枚数は、事前に図面目録を作成し、その図面枚数とすること。

また、設計業務の内容等により、図面目録を作成することが実態に即さない場合には、それに準ずる方法により算定することができるものとする。

なお、図面目録又はそれに準ずる方法により算定した図面枚数は、設計契約図書等に明示するものとする。

(5) 複雑度の判定及び枚数

図面 1 枚毎の所要工数を算定するにあたり、図面作成に係る複雑度について、6-2 (4) の規定

標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{標準業務に係る業務人・時間数}) &= \Sigma \{ (\text{図面 1 枚毎の所要工数}) \\ &\quad \times (1 - (\text{図面 1 枚毎の対象外業務率})) \} \end{aligned}$$

(注) 標準図等が整備されている等の理由から、新たに作図の必要がない図面についても、当該図面を上記式に含めて業務人・時間数を算定する。

ア 対象外業務率の算定

対象外業務率は、原則として、以下イ～ウに掲げる対象外業務率 1 から 2 の合計とする。

イ 担当する職員が建築技術職員等である場合

担当する職員が建築技術職員等で、標準業務に含まれる業務項目の全部又は一部を建築技術職員等が行うことにより受注者の業務量が軽減される場合においては、0 を超え 1. 0 以下の範囲で設定した当該対象外業務率に当該業務細分率を乗じて得たものの合計を対象外業務率 1 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

ウ 資料提供等により業務量が軽減される場合

資料提供等により、図面の作成に係る受注者の業務量が軽減される場合は、0 を超え 1. 0 以下の範囲で設定した値を対象外業務率 2 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

エ 積算業務を追加業務として委託する場合

積算業務を追加業務として委託する場合は、別表 7-1 に掲げる実施設計に係る業務のうち「(5) 概算工事費の検討」に係る業務細分率を対象外業務率 3 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

~~オ 計画通知提出手続き業務を追加業務として委託しない場合~~

~~計画通知提出手続き業務を追加業務として委託しない場合は、別表 7-1 に掲げる実施設計に係る業務のうち「(2) (ii) 計画通知に係る関係機関との打ち合わせ」「(4) (ii) 計画通知図書の作成」に係る業務細分率を対象外業務率 4 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。~~

カ 業務細分率は別表 7-1 により設定することができる。

(4) 標準図面枚数の算定

標準図面枚数は、事前に図面目録を作成し、その図面枚数とすること ~~ができる。~~ (削除)

また、設計業務の内容等により、図面目録を作成することが実態に即さない場合には、それに準ずる方法により算定することができるものとする。

なお、図面目録又はそれに準ずる方法により算定した図面枚数は、設計契約図書等に明示するものとする。

(5) 複雑度の判定及び枚数

図面 1 枚毎の所要工数を算定するにあたり、図面作成に係る複雑度について、6-2 (4) の規定

により標準図面枚数を算定した場合において、複雑度を別表3-2から「簡易」を設定する。

なお、図面目録を作成した場合においては、作成した図面目録に基づき図面1枚毎に複雑度を判定する。

(6) 図面1枚毎の所要工数の算定

図面1枚毎の所要工数は、図面1枚(大きさは841mm×594mm(A1版型)を標準とする。)当たりの作成に係る業務人・時間数をいい、解体工事分について、以下の算定式により算定する。

解体工事分の設計に係る図面1枚毎の所要工数

$$\text{所要工数} = 13.567 \times (\text{複雑度})$$

6-3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定し、別表6により算定することができるものとする。なお、設計業務に関して積算業務を委託する場合の、当該業務に係る業務人・時間数の算定は、次式により算定することができるものとする。

(積算業務の内訳)

- ・ 設計書の作成
- ・ 積算数量算出書の作成
- ・ 単価作成資料の作成
- ・ 見積徴収
- ・ 見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.21$$

ただし、上記式において「実施設計に係る業務人・時間数」の算定にあたっては、6-2(3)アに該当する対象外業務率は算定しないものとする。

により標準図面枚数を算定した場合において、複雑度を別表3-2から「簡易」を設定する。

なお、図面目録を作成した場合においては、作成した図面目録に基づき図面1枚毎に複雑度を判定する。

(6) 図面1枚毎の所要工数の算定

図面1枚毎の所要工数は、図面1枚(大きさは841mm×594mm(A1版型)を標準とする。)当たりの作成に係る業務人・時間数をいい、解体工事分について、以下の算定式により算定する。

解体工事分の設計に係る図面1枚毎の所要工数

$$\text{所要工数} = 12.540 \times (\text{複雑度})$$

6-3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定し、別表6により算定することができるものとする。なお、設計業務に関して積算業務を委託する場合の、当該業務に係る業務人・時間数の算定は、次式により算定することができるものとする。

(積算業務の内訳)

- ・ 設計書の作成
- ・ 積算数量算出書の作成
- ・ 単価作成資料の作成
- ・ 見積徴収
- ・ 見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = 0.8872 \times (\text{係数} a \times \text{実施設計に係る業務人・時間数})^{0.796}$$

ただし、上記式において「実施設計に係る業務人・時間数」の算定にあたっては、6-2(3)アに該当する対象外業務率は算定しないものとする。~~なお、係数aは設計書、図面の有無により0を超え1.0以下の範囲で変動する係数とし、適用にあたっては、設計図書の有無について設計契約図書等に明示するものとする。~~

7 設計意図伝達業務に関する算定方法

7-1 適用

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計対象業務である工事の実施に伴う設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。

ただし、県が発注する設計業務については通常、対象外業務とする。

7-2 業務人・時間数の算定

設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、設計契約図書等の定めに基づき設計意図伝達業務に係る業務委託契約書等に記載された業務内容に基づき、算定する。

8 工事監理業務に関する算定方法

8-1 適用

この算定方法は、監理業務仕様書を適用し、工事監理業務を委託する場合に適用する。

8-2 業務人・時間数の算定

(1) 業務人・時間

業務人・時間は、次式により算定する。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{標準業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$$

(2) 標準業務に係る業務人・時間数の算定

標準業務に係る業務人・時間数は、委託業務に従事する技術者が、工事監理に関する標準業務を行う場合に必要となる業務人・時間数とし、別表2第1号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて(イ)又は(ロ)に掲げる算定式により、別表3-1に掲げる係数を用いて算定する。

別表2第十三号から第十五号に掲げる建築物については、上記に準ずる方法により算定することができるものとする。

(イ) 第一号から三号、第四号第1類、第四号第2類(床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合)、第五号、第六号(床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合)又は第七号から第十二号

$$A = a \times S^b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計(㎡)

7 設計意図伝達業務に関する算定方法

7-1 適用

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計対象業務である工事の実施に伴う設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。

ただし、県が発注する設計業務については通常、対象外業務とする。

7-2 業務人・時間数の算定

設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、設計契約図書等の定めに基づき設計意図伝達業務に係る業務委託契約書等に記載された業務内容に基づき、算定する。

8 工事監理業務に関する算定方法

8-1 適用

この算定方法は、監理業務仕様書を適用し、工事監理業務を委託する場合に適用する。

8-2 業務人・時間数の算定

(1) 業務人・時間

業務人・時間は、次式により算定する。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{標準業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$$

(2) 標準業務に係る業務人・時間数の算定

標準業務に係る業務人・時間数は、委託業務に従事する技術者が、工事監理に関する標準業務を行う場合に必要となる業務人・時間数とし、別表2に掲げる建築物の類型用途ごとに、延面積に応じて次式により、別表3-1に掲げる係数を用いて算定する。

$$A = a \times S^b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計(㎡)

(ロ) 第四号第2類 (床面積の合計が 20,000 m²以上又は 30,000 m²以下の場合) 又は第六号 (床面積の合計が 20,000 m²以上又は 30,000 m²以下の場合)

$$A = a \times S + b$$

A : 業務人・時間数

S : 床面積の合計 (m²)

- (3) 標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間の算定
標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{標準業務に係る業務人・時間数}) &= (\text{標準業務に係る総業務人・時間数}) \\ &\times \{1 - (\text{対象外業務率})\} \end{aligned}$$

ア 対象外業務率の算定

対象外業務率は、原則として、以下イ～エに掲げる対象外業務率 1 から 3 の合計とする。

イ 地方公共団体が発注する工事監理業務委託

地方公共団体が発注する工事監理業務委託において、地方自治法等の関係法令に基づく監督業務の一部など、発注者が行う工事監理に関する業務との関係により、標準業務に含まれる業務項目の全部又は一部を発注者が行なうことにより受注者の業務量が軽減される場合は、別表 4 に掲げる当該対象外業務率 1 に当該業務細分率を乗じて得たものの合計を対象外業務率 1 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

ウ 担当する職員が建築技術職員等である場合

担当する職員が建築技術職員等で、標準業務に含まれる業務項目の全部又は一部を建築技術職員等が行うことにより受注者の業務量が軽減される場合においては、0 を超え 1.0 以下の範囲で設定した当該対象外業務率 2 に当該業務細分率を乗じて得たものの合計を対象外業務率 2 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

エ 工事監理業務委託を当該設計業務受注者と随意契約する場合

工事監理業務委託を当該設計業務委託の受注者と随意契約する場合は、別表 7-2 に掲げる工事監理に係る業務のうち (2) (i) 「設計図書の内容の把握」に関する業務を対象外業務 3 として適用する。なお、その適用にあたっては設計契約図書等に明示するものとする。

オ 業務細分率は別表 7-2 により設定することができる。

(4) 難易度係数による補正

建築物又はその敷地等が次の項目のいずれかに該当する場合は、総合工事監理、構造工事監理又は設備工事監理に係る業務量について、別表 2 に掲げる建築物の類型ごとに、それぞれに掲げる倍数により当該工事監理業務に係る業務量を補正するものとする。ただし、各表において、複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘じることとする。なお、その適用にあたっては補正の対象建築物である旨を設計契約図書等に明示するものとする。

- (3) 標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間の算定
標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{標準業務に係る業務人・時間数}) &= (\text{標準業務に係る総業務人・時間数}) \\ &\times \{1 - (\text{対象外業務率})\} \end{aligned}$$

ア 対象外業務率の算定

対象外業務率は、原則として、以下イ～エに掲げる対象外業務率 1 から 3 の合計とする。

イ 地方公共団体が発注する工事監理業務委託

地方公共団体が発注する工事監理業務委託において、地方自治法等の関係法令に基づく監督業務の一部など、発注者が行う工事監理に関する業務との関係により、標準業務に含まれる業務項目の全部又は一部を発注者が行なうことにより受注者の業務量が軽減される場合は、別表 4 に掲げる当該対象外業務率 1 に当該業務細分率を乗じて得たものの合計を対象外業務率 1 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

ウ 担当する職員が建築技術職員等である場合

担当する職員が建築技術職員等で、標準業務に含まれる業務項目の全部又は一部を建築技術職員等が行うことにより受注者の業務量が軽減される場合においては、0 を超え 1.0 以下の範囲で設定した当該対象外業務率 2 に当該業務細分率を乗じて得たものの合計を対象外業務率 2 として適用する。なお、その適用にあたっては、設計契約図書等に明示するものとする。

エ 工事監理業務委託を当該設計業務受注者と随意契約する場合

工事監理業務委託を当該設計業務委託の受注者と随意契約する場合は、別表 7-2 に掲げる工事監理に係る業務のうち (2) (i) 「設計図書の内容の把握」に関する業務を対象外業務 3 として適用する。なお、その適用にあたっては設計契約図書等に明示するものとする。

オ 業務細分率は別表 7-2 により設定することができる。

(4) 難易度係数による補正

建築物又はその敷地等が次の項目のいずれかに該当する場合は、総合工事監理、構造工事監理又は設備工事監理に係る業務量について、(追加)、それぞれに掲げる倍数により当該工事監理業務に係る業務量を補正するものとする。ただし、各表において、複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。なお、その適用にあたっては補正の対象建築物である旨を設計契約図書等に明示するものとする。

ア 総合工事監理に係る難易度により業務量を補正する場合（第1号から第12号）

難易度による補正の対象建築物	難易度係数
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	1.30
木造の建築物	1.13

イ 総合工事監理に係る難易度により業務量を補正する場合（第13号から第15号）

難易度による補正の対象建築物	難易度係数
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	1.30
木造の建築物	1.13

ウ 構造工事監理に係る難易度により業務量を補正する場合（第1号から第12号）

難易度による補正の対象建築物	難易度係数
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	1.25
特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）又は免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）	1.23
木造の建築物	1.16

エ 構造工事監理に係る難易度により業務量を補正する場合（第13号から第15号）

難易度による補正の対象建築物	難易度係数
特殊な形状の建築物、特殊な敷地上の建築物、特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）又は免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）	2.44

オ 設備工事監理に係る難易度により業務量を補正する場合（第1号から第12号）

難易度による補正の対象建築物	難易度係数
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	1.35
特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1.08

カ 設備工事監理に係る難易度により業務量を補正する場合（第13号から第15号）

難易度による補正の対象建築物	難易度係数
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物又は特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1.09

（追加）

（追加）

ア 構造工事監理に係る難易度により業務量を補正する場合

難易度による補正の対象建築物	難易度係数
特殊な形状の建築物	1.25
特殊な敷地上の建築物	1.20
特殊な解析、性能検証等を要する建築物	1.10
免震建築物 （国土交通大臣の認定を要するものを除く。）	1.05
木造の建築物（小規模なものを除く。）	1.40

（追加）

イ 設備工事監理に係る難易度により業務量を補正する場合

難易度による補正の対象建築物	難易度係数
特殊な形状の建築物	1.35
特殊な敷地上の建築物	1.50
特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1.45

（追加）

(5) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、別表2に掲げる建築物の種類のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、以下に掲げる係数（以下、「複合化係数」）を乗じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

複合化係数	総合	構造	設備
工事監理等	1.05	0.89	0.92

8-3 改修工事の工事監理業務に係る業務人・時間数の算定

改修工事の工事監理業務に係る業務人・時間数は、必要工期、改修工事内容、改修対象面積・階数、入居者の有無、作業時間の制約、工種数等の条件を勘案して適切に計上するものとする。

8-4 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定する。

なお、工事監理業務に関係して完成図の確認業務を委託する場合の業務人・時間は、次式により算定することができるものとする。

$$\text{(業務人・時間数)} = \text{(工事監理業務に係る業務人・時間数)} \times 0.02$$

ただし、上記式において「工事監理業務に係る業務人・時間数」の算定にあたっては、8-2(4)に該当する補正相当分を算入しないものとする。

((イ) 及び (ロ) 削除)

(追加)

8-3 改修工事の工事監理業務に係る業務人・時間数の算定

改修工事の工事監理業務に係る業務人・時間数は、必要工期、改修工事内容、改修対象面積・階数、入居者の有無、作業時間の制約、工種数等の条件を勘案して適切に計上するものとする。

8-4 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定する。

なお、工事監理業務に関係して完成図の確認業務を委託する場合の業務人・時間は、建築工事分（総合及び構造の合計）については（イ）、設備工事分については（ロ）により算定することができるものとする。

(イ) 建築工事における完成図の確認に係る業務人・時間数

$$\text{(業務人・時間数)} = 0.0393 \times \text{(工事監理業務に係る業務人・時間数)}^{0.8718}$$

(ロ) 設備工事における完成図の確認に係る業務人・時間数

$$\text{(業務人・時間数)} = \text{(工事監理業務に係る業務人・時間数)} \times 0.008$$

ただし、上記式において「工事監理業務に係る業務人・時間数」の算定にあたっては、8-2(4)に該当する補正相当分を算入しないものとする。

別表 1 技術者の職階及び資格基準等

職階	建築士等の資格・業務経験等による区分
技師長	一級建築士取得後 18 年以上、または二級建築士取得後 23 年以上の業務経験のあるもの、及び大学卒業後 23 年以上相当の能力のあるもの。または、主任技師として 5 年以上の実務経験のあるもの。
主任技師	一級建築士取得後 13 年以上 18 年未満、または二級建築士取得後 18 年以上 23 年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後 18 年以上相当の能力のあるもの。または技術士相当のもの。
技師 (A)	一級建築士取得後 8 年以上 13 年未満、または二級建築士取得後 13 年以上 18 年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後 13 年以上相当の能力のあるもの。
技師 (B)	一級建築士取得後 3 年以上 8 年未満、または二級建築士取得後 8 年以上 13 年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後 8 年以上相当の能力のあるもの。
技師 (C)	一級建築士として 2 年、または二級建築士として 7 年の建築に関する業務経験のあるもの、及び大学卒業後 7 年以上相当の能力のあるもの。
技術員	上記各欄に該当しないもの。

別表 1 技術者の職階及び資格基準等

職階	建築士等の資格・業務経験等による区分
技師長	一級建築士取得後 18 年以上、または二級建築士取得後 23 年以上の業務経験のあるもの、及び大学卒業後 23 年以上相当の能力のあるもの。または、主任技師として 5 年以上の実務経験のあるもの。
主任技師	一級建築士取得後 13 年以上 18 年未満、または二級建築士取得後 18 年以上 23 年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後 18 年以上相当の能力のあるもの。または技術士相当のもの。
技師 (A)	一級建築士取得後 8 年以上 13 年未満、または二級建築士取得後 13 年以上 18 年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後 13 年以上相当の能力のあるもの。
技師 (B)	一級建築士取得後 3 年以上 8 年未満、または二級建築士取得後 8 年以上 13 年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後 8 年以上相当の能力のあるもの。
技師 (C)	一級建築士取得後 3 年未満、または二級建築士取得後 5 年以上 8 年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後 5 年以上相当の能力のあるもの。
技術員	上記各欄に該当しないもの。

別表2 建築物の類型用途

建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類 (標準的なもの)	第2類 (複雑な設計等を必要とするもの)
第一号 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
第二号 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、 特殊設備を付帯する工場等
第三号 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
第四号 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
第五号 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、 ショールーム等
第六号 共同住宅	公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舎等	—
第七号 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、 高等学校等	—
第八号 専門的教育・ 研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、 専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所 等
第九号 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場等を有するもの)、 保養所等
第十号 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
第十一号 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、 リハビリセンター、多機能福祉施設等	—
第十二号 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、 コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修 所、警察署、消防署等
第十三号 戸建住宅(詳細設計及び 構造計算を必要とするもの)	戸建住宅	—
第十四号 戸建住宅(詳細設計を必要 とするもの)	戸建住宅	—
第十五号 その他の戸建住宅	戸建住宅	—

(注) 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊建築物及び複数の種類の混在する建築物は、本表に含まれない。

2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

別表2 建築物の類型用途

建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類 (標準的なもの)	第2類 (複雑な設計等を必要とするもの)
第一号 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
第二号 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、 特殊設備を付帯する工場等
第三号 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
第四号 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
第五号 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、 ショールーム等
第六号 共同住宅	公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舎等	—
第七号 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、 高等学校等	—
第八号 専門的教育・ 研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、 専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等
第九号 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場等を有するもの)、 保養所等
第十号 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
第十一号 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、 リハビリセンター、多機能福祉施設等	—
第十二号 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、 コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修 所、警察署、消防署等
第十三号 戸建住宅	戸建住宅等(木造で詳細設計を要する の)	戸建住宅等(木造で詳細設計及び構造計算書 を要するもの)

(注) 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊建築物及び複数の種類の混在する建築物は、本表に含まれない。

2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

別表 3-2 改修設計に係る図面 1 枚毎の複雑度

図面の複雑度		係数	適用例	
建	A	簡易	0.6	改修工事の設計において簡易な図面作成に係るもの 例) 特記仕様書等
	B	標準	1.0	改修工事の設計において平均的な図面作成に係るもの 例) 平面図、配置図、立面図等
	C	複雑	1.4	改修工事の設計において複雑な図面作成に係るもの 例) 部分詳細図、構造詳細図等
設 備	A	簡易	0.6	改修工事の設計において簡易な図面作成に係るもの 例) 特記仕様書等
	B	標準	1.0	改修工事の設計において平均的な図面作成に係るもの 例) 各階電灯配線図、受変電設備系統図、 空調平面図
	C	複雑	1.4	改修工事の設計において複雑な図面作成に係るもの 例) 受変電設備配線図、空調平面詳細図

別表 3-2 改修設計に係る図面 1 枚毎の複雑度

図面の複雑度		係数	適用例	
建	A	簡易	0.6	改修工事の設計において簡易な図面作成に係るもの 例) 特記仕様書等
	B	標準	1.0	改修工事の設計において平均的な図面作成に係るもの 例) 平面図、配置図、立面図等
	C	複雑	1.4	改修工事の設計において複雑な図面作成に係るもの 例) 部分詳細図、構造詳細図等
設 備	A	簡易	0.6	改修工事の設計において簡易な図面作成に係るもの 例) 特記仕様書等
	B	標準	1.0	改修工事の設計において平均的な図面作成に係るもの 例) 各階電灯配線図、受変電設備系統図、 空調平面図
	C	複雑	1.4	改修工事の設計において複雑な図面作成に係るもの 例) 受変電設備配線図、空調平面詳細図

別表4 工事監理に関する当該対象外業務率

	業務項目	当該対象外業務率1	
工事監理に係る対象外業務率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	—
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	—
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.12
		(ii) 質疑書の検討	0.25
	(3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	—
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	—
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認	—	
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	0.14		
(6) 工事監理報告書等の提出	—		
工事監理に関するその他の業務に係る対象外業務率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告	1.00	
	(2) 工程表の検討及び報告	—	
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	—	
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.02
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.33
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	—
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い	1.00	
	(6) 関係機関の検査の立会い等	0.09	
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	<u>1.00</u>	
	(ii) 最終支払い請求の審査		

別表4 工事監理に関する当該対象外業務率

	業務項目	当該対象外業務率1	
工事監理に係る対象外業務率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	—
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	—
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.12
		(ii) 質疑書の検討	0.25
	(3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	—
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	—
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認	—	
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	0.14		
(6) 工事監理報告書等の提出	—		
工事監理に関するその他の業務に係る対象外業務率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告	1.00	
	(2) 工程表の検討及び報告	—	
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	—	
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.02
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.33
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	—
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い	1.00	
	(6) 関係機関の検査の立会い等	0.09	
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	<u>1.00</u>	
	(ii) 最終支払い請求の審査	<u>1.00</u>	

別表5 資料提供等により業務量が軽減される業務細分率

業務項目		第1類			第2類			
		総合	構造	設備	総合	構造	設備	
基本設計に係る業務	基本設計図書の作成	0.09	0.08	0.05	0.09	0.07	0.06	
実施設計に係る業務	実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	0.28	0.30	0.29	0.28	0.32	0.29
		(ii) 計画通知図書の作成	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04

別表6 設計に関する追加業務に係る業務人・時間数

業務項目	業務人・時間数
(積算業務) ・設計書作成 ・積算数量算出書の作成 ・単価作成資料作成 ・見積徴収 ・見積検討資料の作成	(実施設計に係る業務人・時間数) × 0.25*
計画通知提出手続き業務 (構造計算適合性判定が必要な場合)	24.0
計画通知提出手続き業務 (上記以外の場合)	16.0

※ 改修設計及び解体設計に関する積算業務の業務人・時間数の算定にあつては、それぞれ本文5-3及び6-3による。

別表5 資料提供等により業務量が軽減される業務細分率

業務項目		第1類			第2類			
		総合	構造	設備	総合	構造	設備	
基本設計に係る業務	基本設計図書の作成	0.09	0.07	0.06	0.09	0.08	0.07	
実施設計に係る業務	実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	0.30	0.33	0.30	0.30	0.32	0.28
		(ii) 計画通知図書の作成	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04

別表6 設計に関する追加業務に係る業務人・時間数

業務項目	業務人・時間数
(積算業務) ・積算数量算出書の作成 ・単価作成資料作成 ・見積徴収 ・見積検討資料の作成	(実施設計に係る業務人・時間数) × 0.20* ¹
計画通知提出手続き業務 (構造計算適合性判定が必要な場合)	24.0
計画通知提出手続き業務 (上記以外の場合)	16.0

※ 改修設計及び解体設計に関する積算業務の業務人・時間数の算定にあつては、それぞれ本文5-3及び6-3による。

別表 7-1 新築・改修・解体設計業務に関する業務細分率

業務内容の項目	業務分野	第1類			第2類		
		総合	構造	設備	総合	構造	設備
		(1) 設計条件等の整理	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01
(2) 設計図書の内容の把握等の業務	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打ち合わせ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
(4) 基本設計方針の策定	0.07	0.06	0.05	0.07	0.06	0.06	
(5) 基本設計図書の作成	0.09	0.08	0.05	0.09	0.07	0.06	
(6) 概算工事費の検討	0.03	0.02	0.03	0.03	0.01	0.03	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02	
(1) 要求の確認	0.03	0.04	0.04	0.02	0.04	0.04	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
(3) 実施設計方針の策定	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	
(4) 実施設計図書の作成	0.28	0.30	0.29	0.28	0.32	0.29	
(5) 概算工事費の検討	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03	
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	0.10	0.09	0.10	0.10	0.09	0.09	
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	

(注) 改修設計業務及び解体設計業務は実施設計に係る業務細分率のみを適用し、項目別細分率は実施設計の細分率の合計で除した値に読み替える。

別表 7-1 新築・改修・解体設計業務に関する業務細分率

業務内容の項目	業務分野	第1類			第2類		
		総合	構造	設備	総合	構造	設備
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	0.03	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
(2) 設計図書の内容の把握等の業務	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打ち合わせ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打ち合わせ		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05
	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
(5) 基本設計図書の作成		0.09	0.07	0.06	0.09	0.08	0.07
(6) 概算工事費の検討		0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.03
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02
(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求の確認※	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議※	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	(i) 法令上の諸条件の調査※	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打ち合わせ	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討※	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定※	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明※	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成※	0.30	0.33	0.30	0.30	0.32	0.28
	(ii) 計画通知図書の作成	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04
(5) 概算工事費の検討		0.03	0.04	0.05	0.03	0.04	0.04
(6) 実施設計内容の建築主への説明等※		0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.07
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06

(注) 改修設計業務及び解体設計業務は実施設計に係る業務細分率のみを適用し、項目別細分率は実施設計の細分率の合計で除した値に読み替える。

別表 7-2 工事監理業務に関する業務細分率

業務内容の項目	延面積		総合	構造	設備
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	<u>0.01</u>	0.01	0.02
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	0.01	0.01	0.01
	(2) 設計図書の内容の把握等の業務	(i) 設計図書の内容の把握	<u>0.06</u>	0.08	<u>0.06</u>
		(ii) 質疑書の検討	0.08	0.09	0.07
	(3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	<u>0.18</u>	0.19	<u>0.18</u>
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.06	<u>0.06</u>	0.06
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		<u>0.16</u>	<u>0.20</u>	<u>0.13</u>
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		<u>0.05</u>	<u>0.04</u>	<u>0.05</u>
	(6) 工事監理報告書等の提出		<u>0.06</u>	0.05	<u>0.08</u>
	工事監理に関するその他の業務に係る業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		<u>0.01</u>	<u>0.01</u>
(2) 工程表の検討及び報告		<u>0.06</u>	0.02	<u>0.06</u>	
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		<u>0.11</u>	<u>0.09</u>	<u>0.09</u>	
(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等		(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	<u>0.04</u>	<u>0.04</u>	<u>0.04</u>
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	<u>0.05</u>	0.04	<u>0.04</u>
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.00	0.01	0.00
(5) 工事請負契約の目的物の引渡し立会い		0.02	0.02	0.02	
(6) 関係機関の検査立会い等		<u>0.03</u>	0.03	<u>0.03</u>	
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	
	(ii) 最終支払い請求の審査				

別表 7-2 工事監理業務に関する業務細分率

業務内容の項目	延面積		総合	構造	設備
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	<u>0.02</u>	0.01	0.02
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	0.01	0.01	0.01
	(2) 設計図書の内容の把握等の業務	(i) 設計図書の内容の把握	<u>0.08</u>	0.08	<u>0.08</u>
		(ii) 質疑書の検討	0.08	0.09	0.07
	(3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	<u>0.19</u>	0.19	<u>0.20</u>
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.06	<u>0.04</u>	0.06
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		<u>0.15</u>	<u>0.22</u>	<u>0.18</u>
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		<u>0.07</u>	<u>0.07</u>	<u>0.06</u>
	(6) 工事監理報告書等の提出		<u>0.07</u>	0.05	<u>0.06</u>
	工事監理に関するその他の業務に係る業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		<u>0.02</u>	<u>0.02</u>
(2) 工程表の検討及び報告		<u>0.04</u>	0.02	<u>0.03</u>	
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		<u>0.07</u>	<u>0.05</u>	<u>0.07</u>	
(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等		(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	<u>0.03</u>	0.04	<u>0.03</u>
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.00	0.01	0.00
(5) 工事請負契約の目的物の引渡し立会い		0.02	0.02	0.02	
(6) 関係機関の検査立会い等		0.04	0.03	0.04	
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	<u>0.02</u>	0.02	<u>0.02</u>	
	(ii) 最終支払い請求の審査	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	